北海道開発局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和８年３月31日　北海道開発局長　遠藤　達哉

１　河川の名称　釧路川水系新釧路川

２　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに付属するクロージャの部分

３　河川管理施設の位置

河川の名称	位置
釧路川水系新釧路川	釧路市愛国（新釧路川ＫＰ2.9）から釧路郡釧路町トリトウシ原野（新釧路川ＫＰ8.5）まで

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　釧路市公営企業管理者　齋藤　優治

住所　釧路市愛国西４丁目９番25号

５　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び釧路川水系新釧路川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

６　管理の期間　令和８年４月１日から本協定の存続する日まで

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年３月31日　近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）

和歌山県

（登録実施機関の名称）

和歌山県ハイヤー・タクシー運転者登録センター

（登録実施機関の住所）

和歌山県和歌山市松島222番地

（変更前の登録実施機関の代表者名）

小倉　伸方

（変更後の登録実施機関の代表者名）

原　　克治

（登録事務等を行う事務所の名称）

本部事務所

（登録事務等を行う事務所の所在地）

和歌山県和歌山市松島222番地

（登録番号）

和歌山県－２番

（変更年月日）

令和８年４月１日

労　　働

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県既製洋服製造業最低工賃（令和４年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月31日　岩手労働局長　白石　好春

岩手県既製洋服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　女子既製洋服製造業に係るまとめの業務　次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工　程	規　　格	金　　額			
		単　　位	ワンピース又はブラウス	ジャケット又はコート	スカート又はスラックス
見返し端まつり（千鳥）	針目が３㎝間隔に６針以上	１か所につき		12円	
星入れ	針目が３㎝間隔に３針以上	10㎝につき	17円	17円	
裾まつり	針目が３㎝間隔に４針以上	10㎝につき	11円	11円	10円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	１組につき	24円	24円	24円
かぎホック付け	ウエスト用	１組につき			22円
	ウエスト用以外	１組につき	24円	24円	24円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5㎝以内	１個につき	16円	16円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	１か所につき	７円		
ボタン付け	根巻きなし	１個につき	９円	12円	８円
	根巻きあり	１個につき	11円	13円	10円
	力ボタン付き、根巻きあり	１個につき	13円	14円	13円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	１か所につき	７円	７円	７円
ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき	８円	８円	８円
セッパ止め	３針以上	１か所につき	４円	４円	４円